

徳島県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年六月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

花園土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	園 秀 樹		徳島市国府町花園五三一
同	簀 手 茂		同 一九
同	岩 崎 滋 則		同 三〇。〇一
同	野々瀬 健二郎		同 五三五
同	本 田 良 枝		同 五二四一
同	野 口 芳 久		同 四六二
同	笹 田 幸 栄		同 四九四一
同	杉 本 賢 一		同 三五。
同	杉 本 敏 則		同 二四二
同	小 林 玉 枝		同 一六二
同		盛 隆 司	同 二六
同		松 内 豊 次	同 四八七
同		簀 手 良 知	同 五四五
同		向 井 好 一	同 六四
同		杉 本 整	同 六五
同		木野内 勝	同 三四七二
同		野々瀬 良 治	同 二二
同		盛 博 樹	同 五〇六
同		盛 右 二	同 二九一
同		西 口 秀 信	同 五四二
監 事	鎌 田 重 幸		同 東高輪二〇五二三
同	鎌 田 恭 男		同 二五〇
同		藪 内 多 恵 子	同 二八一
同		岩 谷 龍 二	同 六六
同		簀 手 重 夫	同 花園五二九